

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(平成 29 年分)

氏 名 _____

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総収入金額	①		円
	特例適用前の必要経費の額	②		
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを除きます。)	③	1,100,000	
	給与所得の収入金額	④		
	65万円 - ② - ④	⑤	650,000	(赤字のときは0)
	65万円 - ③ - ④	⑥	0	(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦	
	③が⑤より少ないか同額の場合			
事業所得	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧	
雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨	650,000	

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

・白色申告の場合は、收支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊧と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、收支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊧と書いてください。

確定申告の手引きの雑所得の「計算欄」の「その他の雑所得」の「必要経費回」欄に転記してください。なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊨と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。